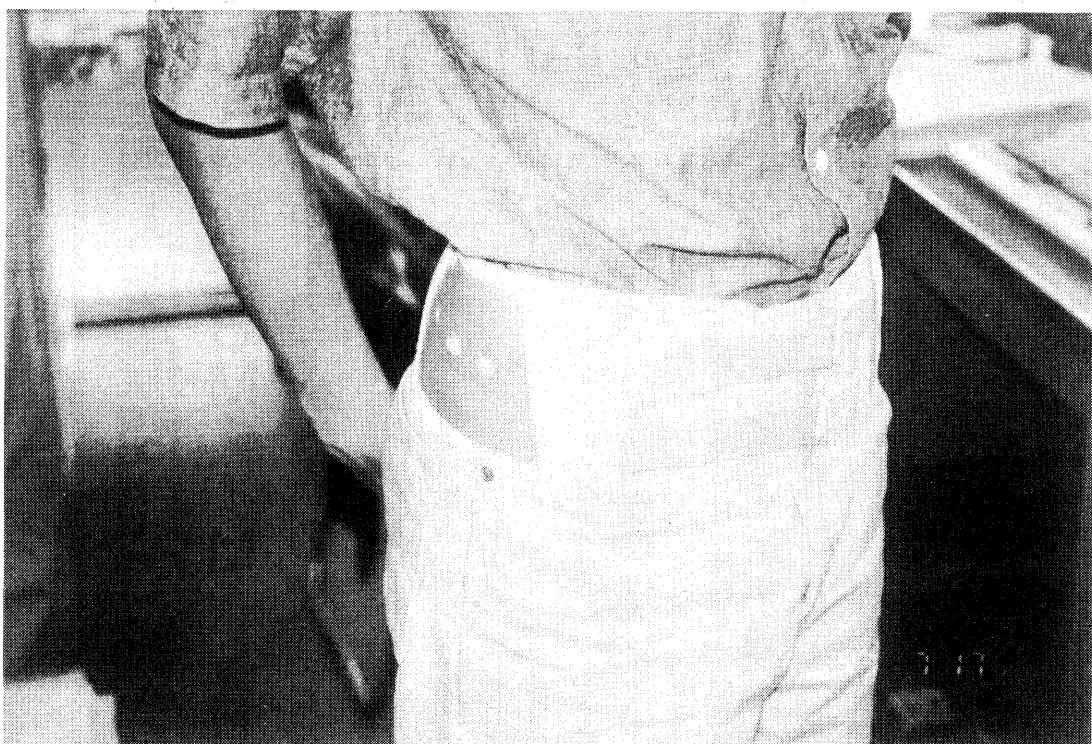


関西労災職業病

関西労働者安全センター

1993.7.10発行(通巻第219号) 200円

〒540 大阪市中央区森ノ宮中央1丁目10番16号601号室
TEL. 06-943-1527 FAX. 06-943-1528
郵便振替11座 大阪 6-315742
大阪労働金庫梅田支店 普通 1340284



目 次

● MR-NKが「外国人の
医療保障を考える集い」開催.....1

(報告)

MF-MASHの取り組みから.....2

● 前線から(ニュース).....13

● 実践・労災保険(6).....17

● 医療講座(第1回)
「医療法改定と医療状況」のご案内.....21

RINK 外国人医療問題で集会（七・一五）

神奈川・港町診療所からMFIMASHの報告

関西でも外国人医療の問題に早急に対策を

現在、多くの外国人は健康保険に加入することができず、自由診療で医療機関から請求される医療費の支払いに困ったり、そのためにそもそも医療機関へ行くこともできないような状態である。

国民健康保険への加入資格が、九一年に「一年以上滞在見込み」と厳しくされ、また、これに先立つ九〇年には非定住外国人には緊急医療の生活保護を適用しないと厚生省が口頭指示を行つたことが大きな原因だ。

診察拒否で病院をたらい回しにされ、生死に関わるような事態も起つてきている。

このような状況下、「外国人の医療保障を考えるつどい」が七月一五日、工

ルおおさかにて開催された。主催はRINK（すべての外国人労働者とその家族の人権を守る関西ネットワーク）で、約五〇名が参加した。

集会では、『みなとまち健康互助会』の早川寛さんから、その取り組みをお話しいただいた。

月二千円の会費と三割の自己負担と

いう外国人を対象とした医療互助会を九一年一一月に結成、実際に外国人診療を現在四診療所で行いながら、政府の外国人政策のあり方に異議を唱え続けている。元々、神奈川労災所業病センターと協力して、出稼ぎや労災職業病医療を課題に取り組んでこられていて、大阪のMSW（医療ソーシャルワーカー）から報告を受けた。大阪の病院でも外国人の診察は少なくないが、言葉が通じないことによる診察時の問題や、医療費の支払いに関する問題など、外国人が医療を受けるには現状では多くの困難があるということだった。

RINKでは、七月二八日に医療部

会を開く予定。国の無策状態に対し、自治体で対策を取るよう要求していく

一方で、部会では外国人医療の情報交換などを行なながら、医療支援ネット

ワークの形成も目指していきたい。



MF-MASH (みなとまち健康互助会)

の取り組みから

早川 寛さん

神奈川労働者医療生協港町診療所事務長
全造船機械労働組合関東地協事務局長
神奈川労災職業病センター常務理事

これは、早川さんの報告を事務局の責任でまとめたものです。

外国人労働者は出稼ぎ労働者

私たちの港町診療所は一九七九年にできた医療生活協同組合の診療所です。当初は、港町診療所一つでしたが、現在は県内三ヶ所に診療所があります。

診療所設立の大きなきっかけは、神奈川労災職業病センターができ、そのあと診療所をつくろうということになつたもので、関西と同様に、神奈川での港湾労働者、造船労働者、退職者も含めた労災職業病の問題に取り組もうとした。

所長が天明佳臣といいますが、天明先生が若い頃から東北からの出稼ぎ労働者の、農民の方の健康の問題に触れて、それがライフワークになって、実際山形で医者をやり、その後こちらへ戻ってきたんです。

そういう経過があつて、労働者の健康の問題一般というよりは、労働現場で、さらには出稼ぎの、ということが私たちの医療の問題意識でした。

外国人労働者の問題も、出稼ぎ労働者の問題で、私たちにとってはある意味では必然だったのかなと思います。

健保ライクな仕組みで

横浜市の寿町で外国人労働者の支援活動をしているをしているカラバオの会から医療で困っている外国人が来るということがきっかけで、五、六年前からボツボツはじまりました。

当初は、生活保護も可能だつたし、労働災害を含め医療費の点ではそんなに気にする必要はありませんでした。が、そのうち医療費のことは大きな問題になつてくるだろうという段階になつて、国民健康保険の自己負担分に準

じて二割ぐらいはもうおうという議論

をして、しばらくそれでやつてきました。

そして九一年になつてかなり患者さんも増えてきました。

三割に根拠があるわけじゃなし、一

方（残りの）七割については当然入つてきませんから、九一年の一月から「みなどまち健康互助会」（MF-MASH）をはじめました。

MF-MASH・・・公的な健康保険に加入できない外国人労働者のために、一九九一年一月に設立された医療互助会。毎月二千円の会費を納めれば、港町など四診療所で三割の自己負担で治療を受けられる。公的な医療保障を行うよう問題提起しつつ、互助会活動を続いている。

この治療はいくらかかるのか

外国人の場合、健康保険に入れないのでたくさんいるわけです。あるいは、病院で外国人は診ませんと断られる、救急車で運ばれても断られる例も出てくるわけです。したがつて、私たちなりに、医療を受ける場合にどういう形

がいいのかということを議論をしました。

現状で、保険のない外国人にどんな問題点があるのか。

まず、保険を持つてない場合、一〇〇%で診る医療機関と、神奈川県の調べでは五〇〇%まで取つてている医療機関がある。一般的には、自動車事故の場合、二〇〇～二五〇%くらいでやつている例が多い。全く同じ治療行為を行つていても関わらず、これだけ差がある。しかも、この「自由診療」の場合の「価格」を明示をしているところはない。

一番目に、日本語が読める話せるということをすべて前提にしていますから、言葉の壁は、全く意識をしてないし、非常に厚い。

三番目は、情報が貧しい。外国人が一つの病院に行って、なかなか治らない、治らないことについて十分説明を受けないで、また他の医療機関に行く。一からまた同じ検査をされる。そのことの繰り返しによって一〇万、二〇万

払うケースを現実に私たちのところにきて感じているわけです。医療について患者さんとの関係が貧しい、乏しい。

四番目は、文化的な問題、宗教的な問題、いろんな問題についてよく話を聞いてみないとわからない。

医療事情もそれぞれ違う。たとえば、韓国の患者さんの場合、窓口でも、電話でもいいですが、いくらかかりますか、という質問を受ける。「どちらとし

ては、どんな治療、検査が必要なのか、診てみないとわかりませんと答えますが、韓国の場合、医者と患者がどういう治療をするといふらかかるか、いくらでやるか、あるいはここまでやつてくれ、という会話があるつていいます。

ちょっと我々では理解しがたいことですが、たとえば、レントゲンはいくらですか、この検査はいくらですか、医者はそれに対していくらかかります、じゃあ、これとこれやって下さい、という会話がちゃんと患者と医者の間であるというんです。

こちらはまったくそういうことは知

らなかつたわけですから、なかなか最初は理解しがたかった面もありました。

よくあるのは、宗教的問題でのイスラムの場合の「断食」です。この場合、夜明けから日暮れまで食べてはいけない、飲んではいけない、ですから、薬はどうするかという問題がでてきます。

「いなし」人間からも所得税

それから国の無策。これは、言うまでもないことで、(医者に)かかれないと

かからせない、かかつた場合でも非常に困難を伴う、そうしたことに対しても、国が何かをするのか。

何十万人という方が、現に働いているのに、「いなし」となっている。

しかも、病気もすれば、恋もある、いろいろある。つい最近まで、労働災害の報告も、「いなし」となっているので、労働省の統計にありませんという時期があった。これは、最大の問題

点であろうと思っています。

そもそも所得税はとる。一年目は一〇%引けという国税庁の方針がある。

所得税を、労働資格がなくても取れ。

一方、いわゆる合法的な労働資格を持つていても、健康保険と厚生年金はセットになっていますから、両方あわせると掛け金は高額になるわけです。しかも、厚生年金を受給する可能性というのは、まずない。したがって、労働資格をもって働いている日系の方がこれに入りたくないということになります。

矛盾する国の見解

資格外労働者の場合、同じ日本の役所の中で、二つのまったく相矛盾する見解のもとにおかれている。

健康保険法では、雇用関係があれば、労働時間が短いとかいうことがなければ、パートとかアルバイトとかの名称が付けられていて、今は、雇用主は健康保険に入れなければならない。

健保はダメ

雇用関係があれば義務づけられて
いるのに

「本来、違法な契約」
だから、

入れない
どちらを向けば

労災保険はOK

実質的に雇用労働が
あれば、

適用

いいのか?



労災保険の場合も、雇用関係があれば労災保険に入つていなければいけない。働いている事実については同じことですが、厚生省は資格外労働者は健康保険に入れないと言う。理由は、そもそも労働保険の場合は、雇用関係があるからだ。しかし、労働保険の場合は、雇用関係がないからだ。つまり、労働保険の場合は、雇用関係があるからだ。しかし、労働保険の場合は、雇用関係がないからだ。

そもそも雇用契約 자체が無効なのだから、という理屈です。労災保険の場合は、実質的に雇用関係があつて労働しているのだから労災保険の適用をするとなつていて。

同じ働いているということに対しても、労災保険は適用する。一方で健康保険には入れない、となつているわけです。まったくおかしい。

ただ、健康保険について、社会保険事務所が、いちいち、国籍や在留資格をチェックしない、だから、企業主が健康保険に入れれば（自分が届けをすれば）健康保険には入ります。現に入っている人もいます。

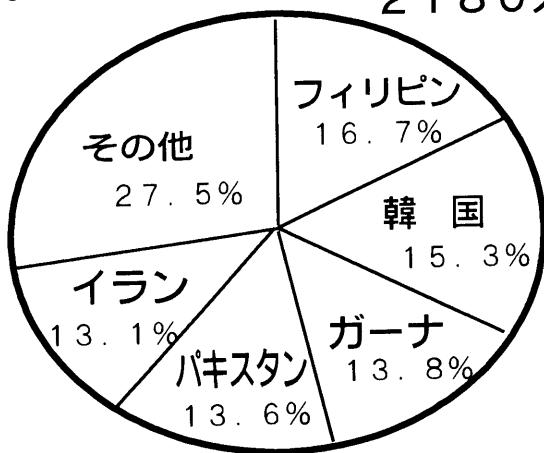
一方で、これは日本人の場合でも共通の問題として、健康保険に入れたくないなどと考えている企業主がたくさんいます。つまり、健康保険は厚生年金とセットで雇主も半分出さなければいけない。だから、アルバイトとかパートなどが、膨大な数の人が健康保険に加入できていない。

したがつて確かに厚生省がダメだと

いつていてる側面がありますけれども、雇っている方自身が、日本人も含めて入れたくない現状が大きく反映しているんではないかと思っています。

安いから來るのはおもしろくない
みなどまち健康互助会の目的の一つ
は、外国人の患者さんが安いから來る
という関係だけだとおもしろくない
もう一つは、ただでさえ対等の
関係でない医療機関と患者さん、
それがお金をマケて安くしてい
る、ということでは、やはりうま
くない。権利と義務の関係において、会員一會費という形できち
んどできたら、と考えました。

93. 4. 30現在 港町診療所 52180人



なればと思ったんです。

初めてから一年半。二千名を超えて、現在一千五百名くらい。三つの診療所を合わせると二千六百名を超える方々が会員になつた。なつた、というのは一度は会費を払つたというのが正しいと思いますが、毎月必ず払つてくれるかというと、これは心許ない。既に祖国に帰つた人もたくさんいるし、あるいは遠くに行つた、病氣にな

つて祖国に帰ったという人もいますから、二千名以上の方々が毎月きちんと会費を払っているのではないのですが、いずれにしろ、たくさんの方々が会員になっている。

どういう構成になっているかということですが、今年の四月末現在は図通りです。日本に働きにきている外国人全體の比率から考えると、ガーナの人が多いというのが特徴的なことでしょうか。

これはまったく予想していなかつたのですが、アフリカからたくさん的人が来ている。アフリカの西海岸が多いのですが、聞くと、ヨーロッパ、アメリカに働きに行つた経験がある。だから、ヨーロッパを含めて世界を働き場にしているという感じがします。

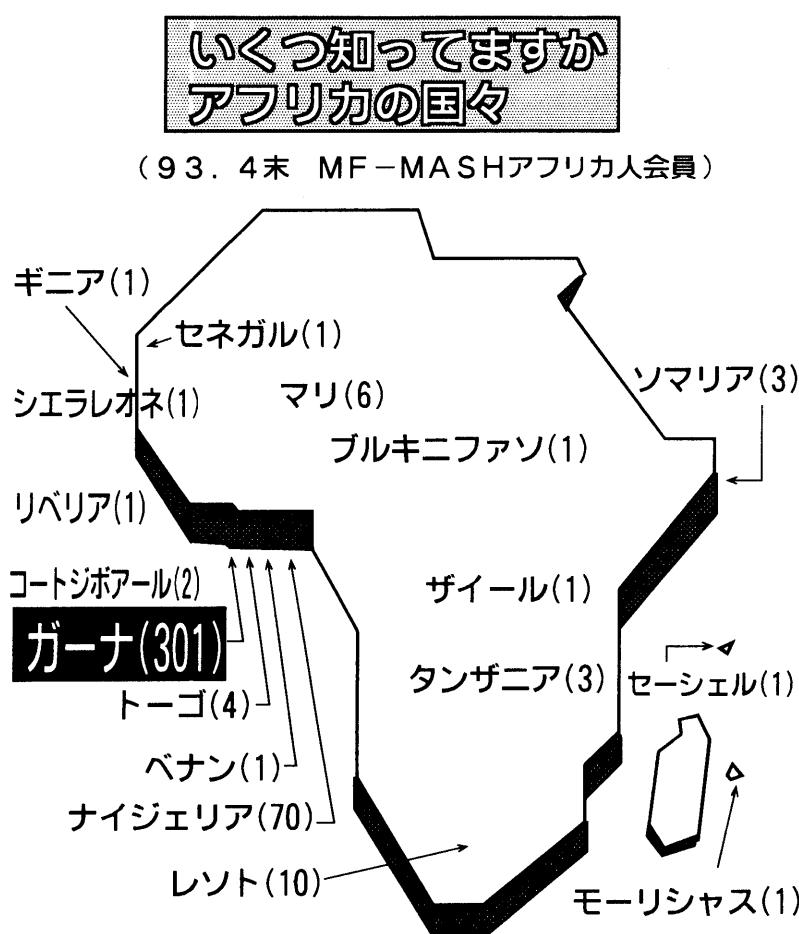
みなどまち健康互助会が発足したとき、ジャパンタイムスに記事がでました。ガーナ人のチャールズ・ブロビー

「チャールズ・ブロビー」ショック

君はそれを見て、すぐ港町診療所に来たのです。セキが止まらない、風邪薬を飲む、医者を転々とした、結核じやないかとか、風邪が長引いたとか言われたらしいのです。

プラスチックの成型加工の夜勤専門

の仕事について、日曜日なんかは社長の息子の英語のレッスンをしていたらしくですが、いよいよ働けなくなつて、働けないなら出ていってくれと言われて困り果てていたときでした。肝臓ガンが肺に転移をしていて一ヶ月も



てばいい方、非常に重い末期ガンでした。

近くの病院にお願いしたのですが、早急に祖国に帰した方がいいのではないかという話でした。彼のお兄さんがいて、その彼と相談をすると、ガンの告知はしないでくれということでした。そうなるとどうやってウソをつくのかということになるのですが、本人にしてみればガーナに帰つてもうくな医療はできないから、是非日本で治してくれなどいろんな話がありました。

熱帯性の病気による肝臓のなんとかかんとかとウソをついて、入管にも話をして、入管の取り調べにも直接立ち会つたのは初めてでした。なんとか麻薬で痛みを和らげて。

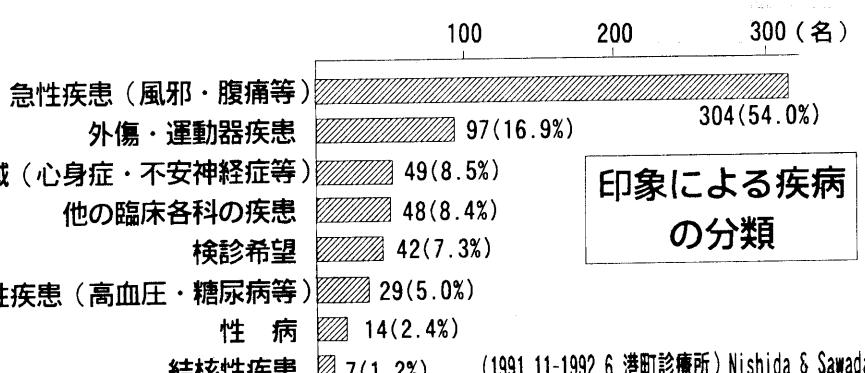
祖国に両親がいて、帰国に二泊三日かかり本人は大変だったと思いますが、なんとか着いて、着いて一〇日で亡くなつたと連絡がありました。そのことが彼の友達にとってショックだつたらしくて、それ以来、ガーナの人たちが非常にたくさん港町診療所

に来るようになつたんです。チャールズ・ブロビー君のことをきっかけに、彼ら自身のネットワーク、□コミによってこういう構成になつているわけです。

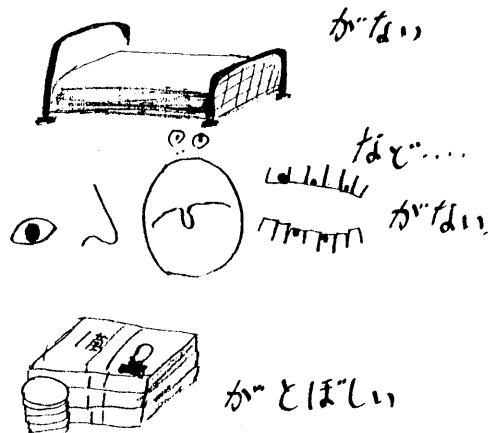
重症化を防ぐ役割

外国人の方々がどんな病気できているのか。風邪・腹痛などの急性疾患の五四%を筆頭に外傷・運動器疾患、精神科領域と続きます。印象としては、風邪とかお腹が痛いとかというケースが半数以上です。ということは、私たち診療所ですから、手前味噌になりますが、こういう形の互助会、ある種の健康保険的なものですが、これがなければおそらく我慢をしただろう症状、病気を、我慢をしないで早めに医者にかかる、予防も含めて早期発見、早期治療ということがすごく大事だと思いま

すが、互助会をはじめ、そこの領域に道を開いたのではないかと思っています。



MF-MASH の課題



言葉

mazin fo hukias

かとほしい

精神科領域のことというの、いろんな悩み、不安があるわけで、典型的なのは、あるソマリア人が、日本で捕まって強制送還されたらどうしようか、それが最大の悩みだっていうのはよくわかるわけです。隔週で精神科の先生がうちにきいていますけれども、そこらへんも一つの特徴なのかなと思つています。

一方私たちの課題というのは、まず、ベッドがない入院ができない、眼科、

ペルシャ語については大変困っていたのですが、最近では週に二日午後、イラン人で日本語ができる、一人は高校生、一人は失業している人が来て厳密な話というよりは、むしろ、いろんな説明をしてくれて、今まで非常に困っていたんで助かってます。タイ語についてもタイの留学生が週に一回午後來てくれてまして徐々に手伝ってくれる人が増えてきました。

困ることで策が出てくる

耳鼻科、歯科がな

い。財政が乏し

い、言葉の問題も

ある。これはそれ

ぞれ深刻な問題

ではあります。

ただ、言葉の問

題については英

語、ハングル、タ

ガログ、フランス

についてはでき

るお医者さんが

いる。イラン人の

ところが、その分高まるわけです。救急で来た

患者さんを外国人といふことで拒否

してマスコミで問題になつて医療機関が

叩かれる、未払いが増えてどうしよう

か、このへんが、変な話ですが、外國

人医療をなんとかしようということに

なつてているわけです。

人権として、医療の根本からして何とかしなければいけないという圧力を、うちが入院設備がないんでということで、押しつけてということもありますし、そこの病院のケースワーカー、労働組合とかいろんな領域の中で、出てきた圧力なんだと思います。ですが、実際、どこの医療機関でお願いするかということで困っていることは事実で

しかし、足りないことというのは、発展の可能性というか、運動の広がりという要素と考えていいと思います。病院の未回収が増えれば増えるほどなんとかしなければいけないという圧力がその分高まるわけです。救急で来た患者さんを外国人といふことで拒否してマスコミで問題になつて医療機関が叩かれる、未払いが増えてどうしようか、このへんが、変な話ですが、外國人医療をなんとかしようということになつているわけです。

す。

会費運営の意義を追求

一千円の会費を毎月納めてもらう。

一千円の根拠というのは、実際どれくらいなら払えるかということで決めた額です。また、国民健康保険の収入の一番低い人の掛け金が、だいたい一千円前後なんです。したがって、医療費の七割に見合う形で会費を決めたわけではない。

窓口自己負担三割をのぞいた、七割分は四つの診療所に互助会が支払う。だいたい、医療費全体のうち、毎月の収支をみると、七割のうち会費で埋まるのは五割分くらいで、残り二割分くらいが埋まらない。

九一年の一月頃にはじめたときは、未回収分が八万円くらいあつた。

いま現在の港町診療所の外国人患者は、一日平均二、三人。一ヶ月延べ五〇〇人以上です。新しく会員になる人が一五〇人くらいいます。この医療

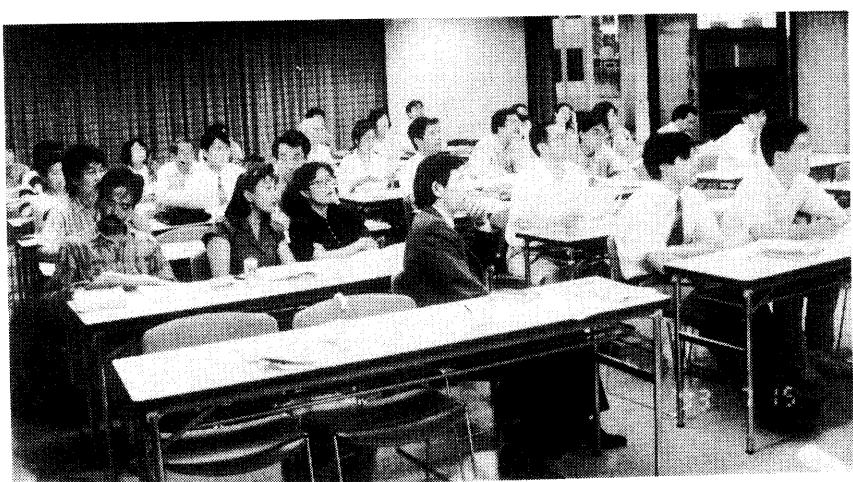
費総体が、三八〇万円くらい。そのうち、自己負担分と会費収入を差し引くと、一〇〇万円くらいです。当初の八万円が、一〇〇万円くらいになつている。

いまのところ診療所への互助会からの支払いを遅らすことで帳尻を合わせていますが、前提は毎月、会員も会費収入も増えるということです。ところが皮肉な話でそれをやればやるほど、七割分というのは増えます。

だから、ほんとうはどうやって会費収入を増やすか、上げるかということをやればいいんですが、なかなかむずかしい。いろいろ議論はありますが、基本的には、外国人の方々の会費によって運営したいと、やせ我慢ですが考えていています。

健康保険に入れて当然なのに

というのは、はじめたのは、国の無策に対するというアンチという感じがありまして、つまり何らかの健康保険制度に入れるべきである、それをやらないのだったら、自分たちでやってみようかということなのです。ですから、遅かれ早かれ国の無策に対してもかしかなければならないだろうと思って、自



治体レベルではじめたりしているとは思つんですが、一番大事なのは、権利と義務の関係が成り立つような関係、この場合健康保険制度あるいはそれに準ずるものでしかれども、そういう形がやはりいいと思っています。

生活保護というのは、所得税を取られていますから、それに見合う当然の権利だと思っていますけれども、それ以外の、医療機関に対する援助もとりあえず必要だとは思いますけれども、基本的には権利と義務の関係が成り立つようなものが大事だと思っている。互助会の趣旨というのは、ある一つの小さなモデル（破綻するかもしれないせんけれども）という意味づけをして、どこまでやれるかわかりませんが、やつていただきたい。二千円だということでは、そもそもできないんだという話もあるかもしれませんのが当面頑張っていきたい。

民間の保険会社が、掛け金を上げてやつてもいいわけですし、ある地域でたとえば五千円にしてもいいと思いま

すけども、そのカードをもっていれば入院は別にしてどんなところにも使えますよ、となつてもいいと思います。

日本そのものに問題があるからこそ

外国人の労働者の健康、医療、権利の問題というのは、日本の職場における様々な諸権利の問題と深くかかわっていると思っています。

健康保険に関して、入れたくない会社がたくさんあると言いましたが、川崎市の臨時職員という名目で二十数年間、一年あるいは二ヶ月契約の更新でずっとやってきたケースがあります。

まったく市の職員と同じ仕事なのに、健康保険に入れない、厚生年金に入れないと、賃金は三分の一くらい、年休もない、賃金は三分の一くらい、年休もない状態がずっとあって、そういう人たちを組織化して労働組合を作つてやつてきて、今年になつて市が全面的に非を認めて解決しましたが、自治体でやらそういうことがある。

民間、中小零細においては極めて

く当たり前に健康保険に入れない、労災にしないことがあります。

モハメッド・イクバルさん。彼は川崎の印刷会社で働いていて、まじめな

人ですから、順調に働いていた時期は会社も順調に彼を扱つていたけれども、いざ労災になつて右腕をもがれて、

会社に対して何らかの要求をはじめたときに、会社の態度が手のひらを返したようにひどくなつたわけです。いま、労災裁判をしていますが、労災隠しが日本の会社に「ぐくぐく」当たり前にあります。大企業においてもしかり、中小零細においてもまったくそなんでも、賃金未払い、解雇、「入管、警察呼ぶぞ」とかいう外国人に対する極めて不当なやり方をしばしば経験していますけれども、本質的には日本の労働現場においてある、様々な事柄と同じ事柄、しかもそういう現場に外国人がたくさん働くという事態になってきている。

たしかに、医療という問題もありますけれども、労働組合、労働運動にとってもやはり根本的に考えなければな

ります。救急医療機関というのは行旅病がだめだつたそのあとですから、現実的に対象になるのは、回収努力もしてだめだつたら一年先ということです。来年からは、半年後となるそうですが。

「恩恵的」ではなく

権利と義務の関係へ

医療機関への補助というのは確かに必要で、たとえば、港町診療所から入院をお願いする場合に、これまでまったく裏付けなくお願いしますということだったけれども、これらは、行旅病を使う場合はこういうやり方がありますよ、とか、救急医療機関の場合は本人から取らない方がいいですよ、とかそんな話をしてお願いすることになるわけですから、やはり、根本的には権利と義務、外国人だけではなくすべての人たちに対する医療を受ける権利についてはきちんと保障するようなものとしてつくっていく

ことが大事ではないか、と思っていました。

神奈川の場合は、みなとまち健康互助会あるいはカラバオの会、労働組合では神奈川シティユニオンとかその他いくつかこの何年間でいろんな主体的に闘う支援団体が出てきて、対県交渉も含めてやっています。それぞれの団体の活動、アピール、マスコミに対する様々な働きかけが何らかの役割を果たしていることは間違いないと思います。

その上に立って自治体レベルでの工夫努力は間違いなくはじまっていると思いますが、やはり国はどうなるのかということについて、全国的な闘いがいるんだろうと思います。

厚生省の理屈はまったく筋が通らないのは誰が聞いてもそうですから、広範な方々を含めてどう運動をつくつていくのかにかかるいろいろと思つています。

いのちの差別

外国人労働者の労災・医療

五島正則 古谷杉郎 著

発行：日本社会党機関紙局
社会新書 定価750円

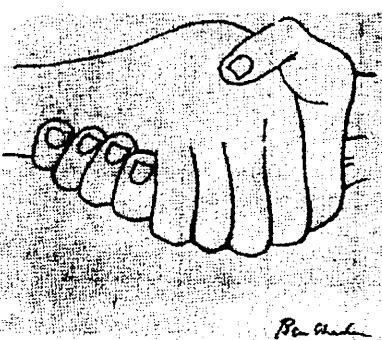
外国人労働者の労災白書 1992年版

—深刻化する労働災害・・・問われる日本の国際性—

全国労働安全衛生センター連絡会議編 発行：海風書房 発売：現代書館

※お申込は、関西労働者安全センターまでどうぞ。（送料別） 定価1030円

つていきたいと思っていますので、これからもよろしく。（拍手）



文中の図、イラストは早川さんの報告資料から引用しました。

前線から

西宮

腰痛被災者の段階的職場復帰

診断書あるのに復帰は困る?

全国一般兵庫県社会福祉労組

甲山福祉セン

屈を並べ、被災労働者のスムーズな仕事への復帰を妨げている。

西宮市にある甲山福祉センター砂子療育園で、腰痛による労災療養中の保母二

人についての段階的職場復帰について、診断書が出ているにも関わらず園側が復帰を認めないため、同園の労働者が加入している全国一般兵庫県社会福祉労組では園側に要求書を出し、職場復帰のための交渉を進めている。

同園の二人の保母は、昨

年末頃から休業し治療に専念していた。その甲斐あって最近になり少しづつ症状の改善が見られ、六月初めに前後して「半日勤務

可能」との診断書が出た。

しかし、園側はその診断書を認めず、「引き続き休業し治療に専念するよう」指示を出している。その理由について園は、団体交渉の席上「就労内容にまで立ち

余儀なくされた労働者が、わらず仕事のせいで療養をいざ復帰しようとするところ、「完全に良くなるまで出てくるな」という対応で跳ね返すのは、イヤガラセと言つてもよいだろう。

入った診断は、事業主の裁量権を侵害する。現職への復帰が可能か否かは所長は、昭和四八年に通達を発してあり、事業主を指導す

ることとしているが、今年三月に新たな通達「被災労働者の社会復帰対策の推進について」が出されており、労基署が事業主を指導する具体的な内容が定められている。同労組でも行政による指導を求めるため、所轄の西宮労基署に申告している。今後の展開が注目される。

全国労働安全衛生センター連絡会議

新潟 第四回総会開催される

情報センターとしての機

能の充実を求める意見も出
るなど、中央において全国
安全センターの期待される

役割はますます大きくなっ
ている。各地域

七月四日、全国安全セン

ターの第四回総会が新潟に
て開催され、関西労働者安
全センターからも事務局員
五名が参加した。全体の参
加者は地元新潟センターな
ど各地域センターの代表を
中心に約五〇名。

総会においては、特に今
年度方針で、参加型の労働
安全衛生活動の普及、快適
職場指針・化学生物質安全テ
ータシート活用の促進やア
ジア等の労働安全衛生団体
との交流促進などを重点課
題として取り組むことを確
めた。

認した。とりわけ、自主対

応・参加型の安全衛生運動
の推進については、一方で
最低限の法規すら守られて
いない職場が多いという現
状があるが、絶えざる技術
革新を背景とした労働者の

健康がむしばまれている実
態を見え、ますます自主
対応型の運動を進めること
が重要だとの議論もなされ
た。

また、事務局員の一名増
員と体制の拡充に伴い、財
政基盤の強化が呼びかけら
れた。



高熱職場での腎不全

船員保険で職務外決定

再審査請求、行政訴訟へ

泉州

泉州労連

○海運の船員Kさんは、九〇年九月に急性腎不全に陥り、人工透析を行ったが、現在では軽い腎不全が残つており休業の上療養をやむなくされている。

Kさんの作業は琵琶湖での土砂の曳き船の運転で、仕事場は機関室であった。機関室は狭い鉄板張りで、窓は小さく、おまけに下からのエンジンの熱気もあり、夏には気温が摂氏四〇度にも及ぶ高熱職場である。船上で水は飲みにくく、飲んでも汗が多く量に出るの

吹くときなど小さい船で横揺れがきつく転覆の危険もあるので作業できないという危険な仕事である。

発病はまだ暑い九月六日

と考えられ、全身のだるさ、熱発、尿が少ないなどの症状があつたが、翌日は代替

がいないので休めず仕事に出た。翌日は四〇度近く熱が出て医師に受診した。九月十一日に急性腎不全の診断を受け入院、翌日より人工透析を受けた。

中学校教諭のクモ膜下出血の公務上外が争われている福山公務災害訴訟の口頭弁論が七月十九日に大阪地裁で開かれ、八一年の発症当時の生徒の母親が、直前

泉州労連や玉川診療所のバックアップで、船員保険による職務上災害としての補償請求を、船員保険を管轄する社会保険事務所に行つた。しかし職務外の処分を受け、審査請求に対しても短期間で棄却決定を受けた。職務外決定の理由は、

Kさんと泉州労連は、これを不服とし再審査請求を行つと共に、大阪地裁に処分取消しの訴訟を提起する構えである。

松原

中学校教諭クモ膜下出血公務災害訴訟

発祥直前の負担について

生徒の母親が証言

福山裁判

の負担について証言した。

証言によると、福山教諭は前年度まで生活指導を担当していたが、発症の直前にも生徒の集団暴行事件が起き、その対応に追われて

いたといつ。事件を起し、した生徒の親の一部と学校側が対立する状況のなかで、話し合いを拒む親に会うため一週間近く家庭に通いつめるなど、対処に心を傷めていた中での発症であり、職人気質とも思える熱心な先生がそのせいで亡くなつたように思つてゐるとの証言があつた。

次回以降、原告である福山教諭の夫人、公務災害審査請求段階で公務上として意見書を提出した阪南中央病院の村田三郎医師の証人調べが行われることになつてゐる。単純な認定基準の当てはめだけで公務災害の因果関係がつかめないことには徐々に明らかになつてしまつ、今後の法廷進行が注目されるところである。

次回〇頭弁論は、九月二七日午後一時四〇分より大坂地裁八〇三号法廷で開かれる。

東南 今後の安衛運動を議論 世話人会で労災職業病問題の現状



七月十六日、東南地域労災職業病問題交流会の第二回世話人会が開催された。世話人は平野・生野などの各地域・労組から広く選出している。六月には既に第一回世話人会を行い、趣旨・規約等を確認している。

今回の世話人会では、各回以降の世話人会では、各職場の報告を順次行つて行く予定。また、世話人会の開催に加え、より多くの層を対象とした交流会を年四回程度開催していく予定であります。

労災補償行政の立ち遅れを指摘、また快適職場形成の促進等を内容とする昨年の職業病問題に継続的に取り組む集まりとしていきた

れ、法制度をどう活用していくかは、各職場・地域の取り組み次第だと、今後の労働安全衛生運動の視点も含め、問題提起を行つた。

実践・労災保険

(第六回)

療養補償給付

三 保険給付

労災保険の給付の種類を列挙すると、次の通りである。

- ①療養補償給付（療養給付）
- ②休業補償給付（休業給付）
- ③障害補償給付（障害給付）
- ④遺族補償給付（遺族給付）
- ⑤葬祭料（葬祭給付）
- ⑥傷病補償年金（傷病年金）

（カッコ内は通勤災害の場合）

療養補償給付（療養給付）

これら六つの給付以外に、労働福祉事業としてさらに補う内容の各種の支給金などの制度が設けられている。

仕事が原因で怪我をした、病気になつたといつても、それだけで何か労災保険の給付があるわけではない。治療

のために医師に受診して、治療等を受けたら、そこから保険給付を請求する原因が発生することになる。たとえば、仕事が猛烈に忙しくて、しばらく事務作業に没頭したところ肩から手首への痛みが激しく、一週間休んだが、病院には行っていないなどというのは労災保険の何の給付の対象にならない。労災保険で言う療養つまり医療機関で治療などを受けたわけではないからだ。

たとえば、腰に負担のかかる仕事をしていて、痛みがひどいときには月に二回ぐらい仕事をあとに針灸治療にかかるというような場合だ。

しかし、ふつう頸肩腕障害で労災保険の給付を受けるまでにいたつた被災労働者は、そういう状態を繰り返しつづく慢を重ねながら、療養に長期間要するような重症の状態になつてはじめ（追い込まれた状況で）労災保険給

言うまでもないようだが、意外にこのことは問題になる。非災害性の腰痛や頸肩腕障害のように、いつとはなく徐々に症状が悪化していくような職業病の場合、一日仕事を休めば回復するような疲労の状態と、痛みが強く夜も眠れなくなるような病気の状態の境目がはっきりしない。

付請求の決意を固めることになることが多い。そういう意味で労災保険の請求の敷居は高く、こうした職業病については、職場環境の改善もさることながら、もっと早期に療養を受けやすくなるような施策が必要と言えよう。

療養補償給付の原則

実際に労災保険の療養補償給付はどうに行われるかを見る。

労災保険法第十三条 療養補償給付

つまり、労災保険での療養補償給付は現物給付が原則だということである。具体的にいえば、労働省と契約関係にある労災指定病院や労災病院等が、政府にかわって実際の診察や治療を行うということになる。

だから被災者の行う手続きは、治療等を受ける病院へ「療養補償給付たる療養の給付請求書」(いわゆる様式第五号)という緑のインクで印刷されたB5版の用紙に必要事項を記載して事業主と被災者の印鑑を押したものを持ち出されれば完了する。

療養の途中で病院を変更する場合には「療養補償給付たる療養の給付を受ける指定病院等(変更)届」(様式第六号)を同様に変更先の病院へ提出すればよい。

労災指定病院はどこにあるかと言え

ば、外科系統の診療科目のある病院や診療所であれば、まずほとんど労災指定を受けている病院と考えてよい。

さて、そうすると労災の場合は、労災指定を受けていない病院では療養を受けられないのだろうかという疑問が生じる。

労災保険法第十三条第三項 政府

は、第一項の療養の給付をする

ことが困難な場合その他労働省

療養の範囲

令で定める場合には、療養の給付に代えて療養の費用を支給す

ることができる。

困難な場合は、近くにその

治療に必要な設備や技術をそなえた労災指定病院等がないときなどを指して

いるものである。その他労働省令で定める場合というのは、「労働者に相当の理由がある場合」(労災保険法施行規則第十一条の二)ということになつているが、その行政解釈では「被災者の便に支障を生ずることのないよう広く解すること」(昭四一・一・三一基発第七三号)とされている。

労災保険法第十三条第二項 前項

の療養の給付の範囲は、左の各号(政府が必要と認めるものに限る。)による。

労災保険法第十三条第二項 前項

の療養の給付の範囲は、左の各号(政府が必要と認めるものに

一 診察

二 薬剤又は治療材料の支給

三 処置、手術その他の治療

四 病院又は診療所への収容

五 看護

六 移送

療養の範囲については、このように
列挙されている。

針灸には不當な制限

政府が必要と認めるものというの
は、たとえば、試験的または研究的過
程にある療養方法については給付の対
象としないという趣旨なのだが、よく
問題となるのは柔道整復、針、灸であ
る。

柔道整復師による施術については、
「応急手当での場合を除き、医師の同意
を得たものでなければ療養上相当と認
められる療養にはならない。」（昭三一
・一一・六基発第七五四号）とされて
いる。針、灸は薬などによるいわゆる
西洋医療だけで効果が期待できないと
思われる。

いうような条件をつけた上で、医師が
認めた場合だけ、しかも期間の制限を
厳しくつけた上で認めている（昭五七
・五・三一基発第三七五号）。

なんと東洋医学に対する偏見に満ち
た画一的な制限であろうか。

頸肩腕障害、腰痛など整形外科領域
の疾病に効果があり、副作用もほとん
どない針灸治療が、「有効」であること
は証明するまでもないぐらい明らかで
あるが、保険を管掌する国は、長期給
付を打ち切るために、治療期間を最高
一年に制限している。そのため、多く
の患者が不利益を受けている。

全部出るとは限らない看護料

- ① 傷病労働者の病状が重く、絶対

安静を必要とし、医師または看護
婦が常時監視を要し、隨時適切な
処置を講ずる必要がある場合
② 傷病労働者の病状は必ずしも重
くはないが、手術などにより比較
的長時間にわたり医師または看護
婦が常駐監視を要し、隨時適切な
処置を講ずる必要がある場合

③ 傷病労働者の病状から判断し、
常態として体位変換または床上起
座が禁止されているか、または不
可能な場合

④ 傷病労働者の病状から判断し、
食事・用便とも弁じえないため常
態として介助が必要である場合

こうした被災者の状態は主治医の判
断によるが、入院している病院が基準
看護病院、いわゆる完全看護の病院で
ある場合には、実際に看護婦の人数が
たりなくて付添い人についてもらつて
も、建前の上では必要ないとされ、ご
く一部の例外（特別看護）をのぞいて
認められていない。

また、基準看護病院でない病院の場

合は支給されるが、その都道府県労働基準局がその地域の看護婦家政婦紹介所の団体等と協定している額が支払われる所以で、実際に支払った全部が支給されるとは限らない。

付添い人へ来てもらわざ、親族や友

人が付き添つたという場合には、「緊急その他やむをえない事由により一般看

護担当者がえられない場合」で一人付看護のときだけ認められる（昭六二・三・一二基発第一三一號）。「その他」について解説はないが、理由はいろいろ考えられる。ただし、この場合の支給金額は、紹介所からの付添い人よりはるかに低額で、たとえば大阪での現在の額はたったの一日三九三〇円となつてている。

それでは、結局自腹を切らざるえなかつた差額の負担をだれがするのかということになるが、法的には労災保険の支給があれば労基法の上で使用者の災害補償責任は免れることになるため、だれにも請求できないことになつてしまふ。重症で長期に入院して被災

者の負担が多額となつた場合は、上積み補償の協定や、民事上の責任を問う

か、はたまた使用者の善意を期待するしかないのである。これは差額ベッドを使つた場合にも言えることである。

請求もれの多い通院費

移送の範囲は、災害発生現場、自宅等からの医療機関への移送、転医、対診のための移送、そして通院に伴う移送がある。

このなかで、通院のための移送についての条件は、

①四キロメートル以内の労災指定医療機関で片道が一キロメートルをこえるとき

②傷病労働者の住居地又は勤務先からおおよそ四キロメートルの範囲内に労災指定医療機関がなく、四キロメートルをこえるところへ通院するとき

③労働基準監督署長が診察を受けることを勧告した医療機関へ通院す

るとき

(昭三七・九・一八基発第九五一號、昭四八・二・一基発第四八號)

もちろん重症で一キロメートル以内の指定病院であっても、交通機関を使わざるをえない場合も支給される。市街地で労災指定病院が多数ある場合であっても四キロメートル以内の病院に通つているのであれば必ず通院費を請求すべきということになるが、案外に請求していないことが多い。

なお、公務災害の場合には、通院費についての基準は労災保険よりゆるやかである。

なお、公務災害の場合には、通院費についての基準は労災保険よりゆるやかである。

医療講座（第1回）のご案内

医療法改定と医療状況

講師 五島正規（衆議院議員・四国勤労病院理事長）

8/21（土）午後2時30分～5時 PLP会館 [地下鉄堺筋線扇町駅下車徒歩2分]
[JR環状線天溝駅下車徒歩5分]

主催 現在の医療機関の役割を考える会（代表 田島隆興）、関西労働者安全センター [連絡先 06-943-1527]

「地域医療」という言葉が最近とみにマス传媒を賑わしていますが、誰もが語る「地域医療」とは、果たして同じ内容のものなのでしょうか。かつては、貧困による不健康、職住が一致していた労働者の健康を守ることが「地域医療」の課題でしたが、今や高齢者医療の時代へとその中心軸が変わってきました。また、疾病構造も伝染性疾患から高血圧、糖尿病、腰痛症、リウマチ等慢性疾患が過半数を占めるようになつてきました。そういう現実の中で誰もが語る「地域医療」は果たして同質のものなのでしょうか。

そのような中で厚生省の新たな方針が打ち出されました。第2次医療法の改定が終わり、医療機関は機能別（特定機能病院、療養型病床群、在宅訪問看護等）に分類されようとしています。そして、病院の倒産・赤字経営も、もはや珍しいことではなくなつてきました。厚生省のこのような方針下、「在宅訪問看護」が生き延びる方向として語られていますが、その中身は私たちにとって本当に歓迎すべきものなのでしょうか。

一方、労働者にとって、労災・職業病の中身も時代とともに移り変わってきて

ります。国際語にもなつた「過労死」、ストレス・腰痛・頸肩腕障害、指曲がり症等慢性疲労性疾患がかつての災害性疾患に変わりつつあります。しかし、最近の疾患が労働災害として認められるケースは極めて稀で、労災行政が新しい時代に対応しようとしています。労災が少なくなったゆえんはここにもあります。

また、労働者・住民・患者からはインフォームド・コンセントが要求されていますが、3Kとも8Kとも言われる医療労働者の現実は変わっておらず、その内実は厳しいものがあります。

こういった中で、労働者・住民の要求はどこへ向かっているのでしょうか。私たちが必要としている医療機関はどこへ向かって行くべきなのでしょうか。医療現場は多くの問題を抱えています。これらの諸問題を数回に分けて講座という形で討議し、一石を投じたいと考えています。講師を交えていつしょに考えてみませんか。第一回目は「医療法改定と医療状況」という内容で今後の展望も含めて衆議院議員で、四国勤労病院理事長で医師に迎えています。ふるってご参加を！

六月の新聞記事から

- | | |
|------|--|
| 六・一 | 厚生省の看護業務検討会が看護婦の勤務体制の改善等に関する報告をまとめた。三交代勤務見直しや夜勤専従看護婦の導入等を提言。 |
| 六・二 | 大阪市は労災死亡事故を起こした業者に死亡事故の発生報告を義務付ける改善策を提案。 |
| 六・三 | 奈良県吉野郡の山中で木材運搬ヘリが墜落、操縦士が死亡。 |
| 六・四 | 中央区でトラックに石こうボードを積み込む作業中、崩れたボードの下敷きになつた社員が死亡。 |
| 六・五 | 電機連合、造船重機労連、電力労連で組織する「三労連原子力問題研究会議」は、原発作業員の被曝線量限度の改善策を公表。 |
| 六・六 | 米イリノイ州にある原発内で原子炉冷却用のパイプ一本が破裂、放射能を含んだ蒸気が吹き出し、作業員5人が重軽傷。 |
| 六・七 | 此花区の塩化メチレン貯蔵タンク内で清掃作業中に作業員5人が中毒に。一人は重症。気化した塩化メチレンを吸入したためらしい。 |
| 六・八 | 宮城県志田郡のJR東北線で線路補修中の作業員三人が貨物列車にひかれ即死。 |
| 六・九 | 大分県日田郡の村役場職員二人が大雨被害調査中に土砂崩れで生き埋め、遺体で発見。 |
| 六・一〇 | 西成区の铸造所の水蒸気爆発の全身やけどで一人死亡。別の一人も軽いやけど。 |
| 六・一一 | 島根県江津市のヒラメ養殖場の海水を入れるタンク内で作業員四人が倒れ、酸欠でうち三人が死亡。 |
| 六・一二 | 運送請負契約を結び、車を持ち込んで製品を運搬していた労働者に対する、労災保険不支給処分について、横浜地裁が処分取消を命じる。形式上自営業者で従業員ではない車持ち込み運転手を労災保険法上の労働者とした司法判断は全国で初めてという。 |
| 六・一三 | 一し〇は大規模事故防止のための初の国際基準である「大規模労働災害防止条約」を採択。化学薬品やガス貯蔵庫など危険施設での災害防止の国際基準を定めたもの。基本的に企業が災害防止の責任を負うが、災害発生の差し迫った危険がある場合は政府など監督機関が操業停止措置を取れるなどの内容を含む。 |
| 六・一四 | 有機溶剤一、二ージクロルエタンに発ガン性の疑いがあることが分かり、労働省は労働安全衛生法に基づき、健康障害防止のための指針作成へ。 |
| 六・一五 | 西成区の铸造所の水蒸気爆発の全身やけどで一人死亡。別の一人も軽いやけど。 |
| 六・一六 | 西成区の铸造所の水蒸気爆発の全身やけどで一人死亡。別の一人も軽いやけど。 |

昭和50年10月29日 第三種郵便物認可

「関西労災職業病」

7月号(通巻220号)93年7月10日発行

(毎月一回10日発行)

関西労災職業病 定期講読について

「関西労災職業病」は、毎月1回の発行で、額価は下記の通りです。定期購読のお申込み・ご入金は郵便振替をご利用下さい。労金口座ご利用の場合は、住所、氏名など必要事項を別途電話、葉書等でお知らせ下さい。

◆郵便振替口座 大阪6-315742 ◆大阪労働金庫梅田支店 普通 1340284

〒540 大阪市中央区森ノ宮中央1丁目10番16号601号室 ☎ 06-943-1527 FAX 06-943-1528

関西労働者安全センター

額 価	1部 200円
年間定期購読料 (送料込み)	1部 3000円 2部 4800円 3部以上は、1部につき2400円増
会員購読料	当安全センター会員(会費1口1000円)へは、 1部無料配付。2部以上は1部150円増。

Culture & Communication

—封筒・伝票からパッケージ・美術印刷—



株式
会社

国際印刷出版研究所

〒551 大阪市大正区三軒家東3丁目11番34号

TEL 06(551)6854 FAX 06(554)5672